

静岡産業大学留学規程

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この規程は、静岡産業大学学則（以下「学則」という。）第16条の3（留学）第2項の規定に基づき、留学に関して必要な事項を定める。

(種 類)

第2条 この規程における留学とは、次の各号のいずれかによるものとする。

(1) 協定校海外留学

静岡産業大学（以下「本学」という。）と協定を締結している外国の大学等への留学

(2) 協定校国内留学

本学と協定を締結している国内の大学等への留学

(3) 一般留学

本学と協定を締結していない外国の大学等への留学

第2章 協定校海外留学及び協定校国内留学

(資 格)

第3条 協定校海外留学及び協定校国内留学ができる者は、本学に1年以上在学した2年次生以上の学生とする。

(期 間)

第4条 留学期間は、1年以内とする。

2 前項の留学期間は、学則第3条（修業年限及び在学年限）第2項の在学年限に算入する。

(手 続)

第5条 留学を志願する者は、指定された期日までに留学申込書（様式第1号）を提出しなければならない。

(許 可)

第6条 留学は、協定校海外留学においては国際交流委員会、協定校国内留学においては教務委員会が審査を行い、当該学部教授会の議を経て学長が決定する。なお、留学が決定した場合、留学を志願する者は原則として2週間以内に留学届（様式第2号）及び海外留学誓約書（様式第3号）を提出しなければならない。

(納付金)

第7条 留学期間中の本学の授業料等は、学則第31条(授業料等の納付)に定めるところによる。ただし、留学先の納付金が本学の納付金を超える場合は、差額を本人負担とする。

(奨学金)

第8条 協定校海外留学をする学生を支援するために、奨学金を給付する。

2 給付は1人につき1回のみとする。

3 奨学金の給付額は次のとおりとし、留学先の国・地域(ただし外務省の分類に基づく)により決定する。

(1) 太洋州、北米、中南米、欧州、中東、アフリカに位置する国・地域 10万円

(2) アジアに位置する国・地域 5万円

第3章 一般留学

(期 間)

第9条 一般留学は休学扱いとし、学則第15条(休学の期間)に定めるところによる。

(手 続)

第10条 留学を志願する者は、休学願及び留学届(様式第2号)を提出しなければならない。

第4章 留学終了後の手続き

(手 続)

第11条 協定校海外留学及び協定校国内留学が終了した学生は、原則として帰国後1週間以内に留学終了届(様式第4号)を提出しなければならない。

(単位の認定)

第12条 留学期間中に留学先の大学等において履修した授業科目について修得した単位は、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。また各協定により認定する単位数は、別に定める。

(単位認定の手続)

第13条 単位の認定を希望する者は、帰国後2週間以内に次の各号に掲げる書類を提出しなければならない。

(1) 留学先の成績証明書

(2) その他必要とする書類

2 単位の認定は、教務委員会において審査を行い、当該学部教授会の議を経て学長が決

定する。

第5章 取り消し

第14条 留学が適当でないと本学が認めた場合は、留学許可を取り消す。

第6章 その他

(庶務)

第15条 留学に関する庶務は、当該学部大学事務局学務課及び国際課が行う。

(改正)

第16条 この規程の改正は、大学協議会の議を経て学長が行う。

(補則)

第17条 この規程に定めるもののほか、留学に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から適用する。

附 則

この規程の改正は、平成27年4月1日から適用する。

附 則

この規程の改正は、平成30年4月1日から施行する。